

豊洲市場ニユース

第2号 2019年10月

【本号の内容】

- 1～2面 条例改正特集（概要及びQ&A）
- 3面 喫煙ルールのお知らせ
- 4面 豊洲市場体験会について
- その他 シャトルバス増便のお知らせ

※東京都資料より抜粋して掲載

今後、議会での検討、議決が行われ、改正市場条例が確定するものとなり、来年6月から施行されることとなります。

本号では、条例改正準備会議で示された、取引ルール案等の主な検討事項などについて概略をお伝えするとともに、東卸流通問題検討会で都と意見交換した際の質疑応答の一部を掲載いたします。

東京都における市場条例改正については、令和元年7月26日に第4回東京都条例改正準備会議が開催され、条例改正案の具体的な中身について説明がなされ、各参加者からの意見聴取が行われました。

条例改正 特集

公正な取引環境の確保

取引の透明性の確保

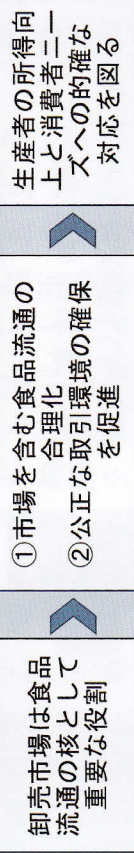
- 卸売業者の公表義務（法律）
- 卸売業者等の開設者への実績報告（条例）
- 都と市場関係者との協議の場を設置（条例）

円滑なせり取引の実施

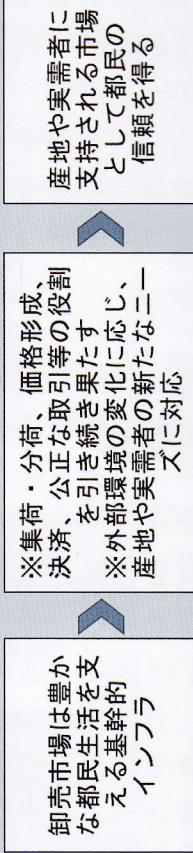
- せり・入れを行う品目の種類、数量・割合は、市場ごとに決定
- 売買参加者の承認
- せり・入れについては、第三者販売を禁止
- せり人の届出、知事の実施するせり人講習の受講義務

卸売市場法改正を受けた都の対応

改正法の趣旨



東京の卸売市場の目指すもの



条例改正の方向性

①取引の活性化を図るための規制緩和

生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る

産地や実需者に支持される市場として都民の信頼を得る

- 卸売業者の公表義務（法律）
- 卸売業者等の開設者への実績報告（条例）
- 都と市場関係者との協議の場を設置（条例）

円滑なせり取引の実施

- せり・入札を行う品目の種類、数量・割合は、市場ごとに決定
- 売買参加者の承認
- せり・入札については、第三者販売を禁止
- せり人の届出、知事の実施するせり人講習の受講義務

その他の規制緩和等(案)

※業態間の連携した取り組みを行いやすくなる観点から、役員等の兼務禁止は廃止（仲卸業者と卸売業者、売買参加者と卸売業者や仲卸業者とで兼務可能）

※法で廃止された卸売業者、仲卸業者の業務の許可制度は置かず、施設の使用許可とする。

許可に際しては、取引ルールの遵守など、適正な市場運営の確保に必要な条件を付す

直荷引きの自由化、電子商取引の自由化など

卸売市場は食品流通の核として重要な役割

- ①市場を含む食品流通の合理化
- ②公正な取引環境の確保を促進

生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る

東京の卸売市場の目指すもの

卸売市場は豊かな都市生活を支える基幹的インフラ

※集荷・分荷、価格形成、決済、公正な取引等の役割を引き続き果たす
※外部環境の変化に応じ、産地や実需者の新たなニーズに対応

産地や実需者に支持される市場として都市の信頼を得る

条例改正の方向性

- ①取引の活性化を図るための規制緩和
- ②公正な取引環境や食の安全安心の確保に必要な規制は維持

市場活性化のための規制緩和(案)

第三者販売の原則自由化（★新しい条例によるせり・入札のルールについては『せり・入札による卸売については仲卸・売買参加者以外の者に卸売をしてはならない』と規定）

(現行)
残品が生じるおそれがある場合などに許可を得て例外的に実施

(改正案)

せり・入札については、上段の★の通りであるが、基本、相対品目については第三者への販売は事前の手続きなく可能

Q. 規制緩和によって取引が不透明になり、公正性が損なわれるのではないか

Q. 第三者販売が無秩序に拡大し、市場取引で重要な役割を担っている仲卸業者や売買参加者の仕入れに影響して、市場の機能が損なわれるのではないか

A. 取引情報の公表義務に加え、都が取引の実態を把握し適切に指導監督
A. 都と市場関係者との協議の場を活用して、具体的な疑義や課題に対応

商物分譲の自由化

(現行)
予め保管場所を受け取るなどにより例外的に実施

(改正案)

必要に応じて顧客への直送が可能に

Q. 現物を確認して評価すべき物品が場内に入っていない、十分な量の荷物がはいたくないなどにより、市場の機能が損なわれるのではないか
A. 新たに取引の実績報告を義務付け、都が取引の実態を把握し適切に指導監督
A. 都と市場関係者との協議の場を活用して、具体的な疑義や課題に対応

条例改正に 関するQ&A

東卸流通問題検討会(座長:山崎副理事長)では、本年7月26日に開催された第4回条例改正準備会議を受け、9月3日、その内容に関する東京都担当者からの説明及び意見交換を行いました。当日は、検討会委員のほか組合理事も出席しました。

本号では、主な質疑応答についてご紹介いたします。

Q. 第三者販売にはしっかりとした審査や許可が必要ではないか?

A. 第三者販売については、現状の制度でも特段審査や業務の許可は無いが、都

としてはきちんと実態を把握していく考えであるので、実績や売買取引の条件・決済条件についても報告をして頂く。

Q. 第三者販売に対しては買受人の明示をするべきではないか?

A. 都としては、公表義務や実態把握をする中で、チェック機能を果たし、協議の場の活用も含めて問題解決を諮っていくという考えである。

実際に豊洲では、件数だけで言えば相当数ある。名前だけを共有することにとりだけの実効性があるのかとも思う。

Q. 取引委員会には第三者販売の代表も出席する権利があるのか?

A. 第三者の方には特に団体のようなものが無く、現実的にはなかなか組織を代表して出てくるというのは難しいと思う。

Q. 第三者の決済方

法について。第三者が買入れた分の決済方法はどのようになるのか?

保証金等は設定するのか?

A. 第三者の決済条件は御各社の与信判断が基本と考えている。決済方法については都に提出をしてもらうことになっているので、都としては、どのような決済方法で取引をされているのかは把握させて頂く。

Q. 公正な取引を保するのは可能なのか?

A. 都としては、法律における情報公開やいろいろな実績報告等で実態を把握しながらチェック機能を果たしていく。協議の場で話し合いながら問題解決をしていく中で、不適正な取引を是正したり、抑止効果を果たしていく考えである。

Q. 取引の方法について罰則を設けるべきではないか?

A. 条例違反があった場合には指導や改善命令、監督処分などを行っていく。

Q. 売買取引について。1号、2号、3号物品の指定をしない理由は何か?

A. 各市場の置かれている環境が違っているので、その実情によって決めた方が良かったろうということと、今後、流通環境や産地の状況等も変わるかもしれないので、その時は市場の中で話し合って柔軟に決めていく方が良かったろうと考えた。1号、2号、3号という一律のものは廃止するが、各市場の取引委員会の中でセリ物品やその割合を決めて頂く方が将来的にも柔軟に対応できると思う。

Q. 生産者の所得向上や消費者の利益になるのか?

A. 法律の主旨を踏まえ、効率的で合理的な取引を行い、公正な取引を維持して

第三者
た分の決
のように
設定する
の決済条
の与信判
考えてい
法につい
出をして
になって
都として
うな決済
をされて
把握させ
取引を担
可能なの
は、法律
報公開や
実績報告
把握しな
ク機能を
く。協議
合いなが
をしてい
適正な取
たり、抑
たしてい
る。
方法につ
設けるべ
か？

A. 条例違反があつた場合には指導や改善命令、監督処分などを行つていく。

Q. 売買取引について。1号、2号、3号物品の指定をしない理由は何か？

A. 各市場の置かれている環境が違ふので、その実情によつて決めた方が良いでしょうということと、今後、流通環境や産地の状況等も変わるかもしれないので、その時は市場の中で話し合つて柔軟に決めていく方が良いでしょう。1号、2号、3号という一律のものは廃止するが、各市場の取引委員会の中でセリ物品やその割合を決めて頂く方が将来的にも柔軟に対応できると思う。

Q. 生産者の所得向上や消費者の利益になるのか？

A. 法律の主旨を踏まえ、効率的で合理的な取引を行い、公正な取引を維持して

いくことで、結果的にはそういった効果があると考えている。

Q. 都議会では運営主体の民営化あるいは民間活力の活用が議論されているが、市場の現状を鑑みると現実的ではないと思う。条例案ではどのように扱っているのか？

A. 条例改正は来年6月の改正法の施行に合わせて準備を進めており、都が開設者の役割を引き続き担うという前提である。

Q. 市場業者の国籍については考慮するのか？

A. 他市場でも外国人の買参が増えているという話は聞いている。条例の中で国籍要件は設けないが、ルールはきちんと守つて頂く必要があるので、もしルールに違反するようなことがあれば指導する。

Q. 仲卸の業務許可が廃止され、市場の

施設許可となつた理由は？

A. 元々あつた中央卸売市場法が制定されたのは大正12年。

この頃は食料難の時代だった。問屋の中には売り惜しみをしたり価格をつり上げたりするようなことが横行し、国民生活が非常に混乱した。

それを改善するため、国は許可制度を設けて厳しい規制をした。今は食糧難の時代とは全く違ふ状況であり、また市場外流通も一定程度普及している。この点から、行政の許可を受けなければ卸売業務を行つてはいけないという理由がなくなつたという説明が国会でされていた。東京都のエリアも同様の状況であり、条例においても営業許可を廃止する方向である。

Q. 今の仲卸の業務許可の中には売買参加の権利や施設使用等も含めてこういう規程でやりなさいということになつてい

るが、今度は施設使用だけの許可になつてしまうと売買参加の部分について仲卸の明確な位置づけが無くなると思う。仲卸としての明確な売買に参加するという権利の位置づけというのが、“市場取引の一員として”という形になつてしまうと思うが、それを使用許可だけで収めるというのは矛盾を感じる。

A. 今の制度は業務許可に付随して取引のルールがあり、施設の使用許可に付随して造作承認などがあるという形になっている。新しい制度は取引のルールを守ることも含めて使用許可の条件としている。また仲卸の定義を条例に規定し、その位置付けは明記される。

Q. 豊洲市場移転後、通過物の課金を行うと表明していたがどうなつたのか？今後、通過物の課金を行うのか？

A・豊洲や大田のよ
うな大型の市場に送
り、そこから他市場
に転送していくとい
うハブ機能は、物流
上無くてはならない
ものになっている。
使用料の負担の在り
方については平成21
年から24年にかけて、
「使用料あり方検討
会」を設置し、業界代
表の方と学識の先生
方に入って頂き議論
をした。その中で、通
過物については転配
送専用の施設を作っ
て、その使用者から
面積に応じて使用料
をもらうという事を
方策の一つとした上
で、全体的には今後
の検討課題という整
理をした。豊洲市場
では、7街区の4階
に転配送センターを
設けており、面積に
応じた使用料を頂い
ている。

(以上)

喫煙ルールの徹底をお願いします! /

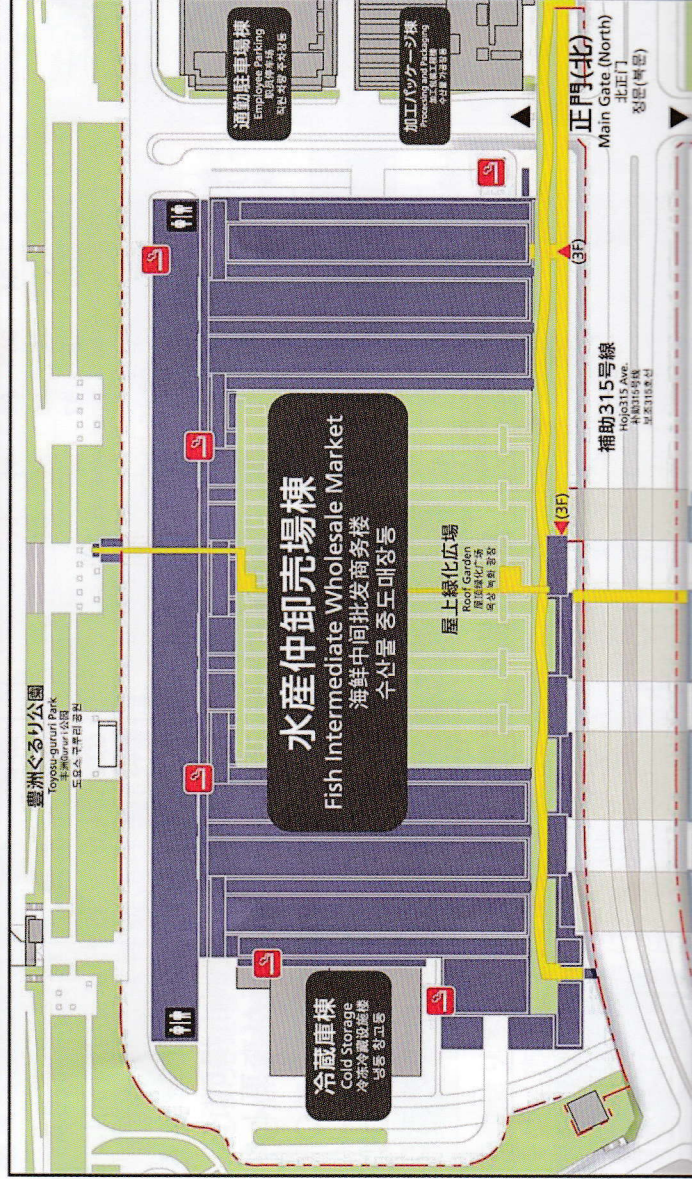
喫煙所 MAP
Smoking Area



喫煙場所分布図
흡연구역 안내도



…喫煙コーナー



○東京都は、豊洲市場の品質・衛生
管理を徹底するため、喫煙ルールを
厳格化します。
指定場所以外での喫煙は、行為者は
警告3回で原則30日間の入場停止処
分の対象になります。

- ① 指定場所以外の喫煙者に対して
氏名及び勤務先の確認をします。
- ② 雇用主への連絡と厳重注意、入場
停止処分もあわせて行います。

※10月1日(火)から開始となります。
ご理解ご協力の程よろしくお願
いいたします。